



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第60号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱の一部改正

（農林水産総務課） 2

告 示**島根県告示第246号**

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱（平成3年島根県告示第244号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

目次中「第19条・第20条」を「第19条―第21条」に改める。

第1条の2第1号を次のように改める。

(1) 食料安全推進課

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この告示の一部を受託研究又は委託者等に対して適用しないことができる。

- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、企業等が試験研究を委託する者の公募を行い、県がその公募に応募することによりその試験研究を受託することになった場合
- (2) 契約の相手方の定めに従って受託研究を行わなければ当該研究の目的を達成することができないと認められる場合

附 則

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。